

平成26年度特定健康診査委託契約書（市町村・後期高齢者）条文の変更について

現 行	変 更 後
（事故及び損害の責任） 第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当るものとする。 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。	（事故及び損害の責任） 第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、<u>実施機関甲及び乙</u>に故意又は重過失のない限り、<u>甲、乙及び実施機関協議の上、甲実施機関</u>がその負担と責任において<u>解決する処理に当る</u>ものとする。 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。 3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

+

覚 書
平成25年度特定健康診査委託契約書の第11条第2項について、<u>久留米市ほか委託元保険者一覧表(別紙1)</u>に示す医療保険者(以下「甲」という。)と<u>公益社団法人福岡県医師会</u>（以下「乙」）は、以下のとおり解釈することを確認する。 実施機関がその業務により生じた事故及び損害については、実施機関に故意又は重過失のない限り、甲乙協議のうえ甲がその責任において解決するものとする。